

広島県告示第八百三三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十四年十月二十二日

広島県知事 湯崎英彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅サービス事業所	所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社さくら介護グループ	広島市中区大手町三丁目一三番一八号	さくら・介護ステーション三原	三原市明神一丁目一二番一六号一階	訪問介護	平成二十四年一〇月一日	
株式会社備後会	府中市府中町一〇二番地一	ヘルパーステーションあい府中駅西	府中市土生町一五五〇番地の一	訪問介護	平成二十四年一〇月一日	
株式会社備後会	府中市府中町一〇二番地一	デイサービスセンターあい府中駅西	府中市府中町一〇二番地一	通所介護	平成二十四年一〇月一日	
宗教法人妙覚寺	江田島市大柿町飛渡瀬一六〇三番地	デイサービスセンター「江田島ビハーク」	江田島市大柿町飛渡瀬一六一九番地	通所介護	平成二十四年一〇月一日	
株式会社スタープランニング	安芸郡府中町鶴江二丁目一六番二号	ヘルパーステーションあいゆう	安芸郡府中町鶴江二丁目一六番二号	訪問介護	平成二十四年一〇月一日	